

ねえ知ってる？



ジュニアNISAが はじまるんだって

“ジュニアNISA”は、お子さまやお孫さまの将来に向け、
20歳になるまで親権者等が代理で資産運用する少額投資非課税制度です。
2016年4月よりジュニアNISAで上場株式・公募株式投資信託等を購入できるようになります。

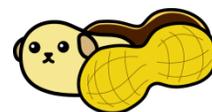
ジュニアNISAのポイント

- ① 日本に住む未成年者（0～19歳）が対象
- ② 親権者等が代理で運用管理
- ③ 年間80万円まで
- ④ 投資を始めた年を含む5年間非課税
- ⑤ 18歳以降払出し可能

上記ポイントは、ジュニアNISAのすべてを表すものではありません。

ジュニアNISA（ニーサ）とは、未成年者少額投資非課税制度の愛称です。

証券会社や銀行、郵便局などの金融機関で、ジュニアNISA口座を開設して上場株式・公募株式投資信託等を購入すると、本来20.315%の税率で課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。



“ジュニアNISA”と“NISA”の比較

	NEW!! ジュニアNISA	NISA
利用できる方※1	0～19歳の日本居住者等	20歳以上の日本居住者等
非課税投資枠	年間80万円	年間100万円 (2016年からは年間120万円に拡大)
投資可能期間	2016年4月から2023年12月末まで	2023年12月末まで
非課税期間	最長5年間	
非課税対象商品※2	上場株式・公募株式投資信託等	
運用管理	親権者等が代理で行なう	本人が行なう
払出し制限	原則、18歳まで払出し不可※3	制限なし
金融機関の変更	不可※4	可

※1 投資を開始する年の1月1日現在。

※2 ジュニアNISA・NISAで取扱う商品は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※3 原則、18歳まで払出しは行なえません。途中で払出す場合は、NISA口座は廃止され、過去の利益に対して課税されます（災害などやむを得ない場合は課税されません）。3月31日時点で18歳である年の1月1日以降（例えば、高校3年生の1月以降）は払出しが可能になります。

※4 ある金融機関でジュニアNISA口座を開設した後に、他の金融機関でジュニアNISA口座を開設したい場合は、既存の口座を廃止する必要があります。

上記は、ジュニアNISAとNISAのすべてを表すものではありません。

（出所）金融庁、日本証券業協会などの資料を基に野村アセットマネジメント作成

当資料では、主に、未成年者少額投資非課税制度、少額投資非課税制度における公募株式投資信託の利用についてご説明しています。
当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後税制の改正等により制度が変更となる場合があります。

ジュニアNISAのイメージ



親・祖父母等

資金拠出を行なう。
(年間80万円まで)

ジュニアNISAの資金は親・祖父母等からの贈与に限定されるものではありません。



親権者等

お子さまやお孫さまのために
代理で運用を行なう。

お子さま・お孫さま 等

ジュニアNISA口座

払出し制限



原則、18歳までは払出し不可

0歳

18歳

18歳以降は払出しが可能

NISA口座

20歳以降は、自動的に
NISA口座が開設されます。

20歳

上記はイメージ図です。すべてを表すものではありません。
(出所)金融庁の資料などを基に野村アセットマネジメント作成

ジュニアNISA口座について

- ジュニアNISA口座はおひとりさま1口座です。
- ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更ができません※。
- 販売会社によっては、取り扱っている金融商品の種類（上場株式・公募株式投資信託等）、分配金再投資の取り扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ジュニアNISA口座の開設手続きの際には、個人番号カード等を提示し、マイナンバー（個人番号）を告知する必要があります。
- 15歳に達した後は、お子さま・お孫さま等にジュニアNISA口座に関する取引残高が通知されます。

ジュニアNISA口座での損失について

- ジュニアNISA口座で生じた収益（売却益・配当等）は非課税となりますが、損失は税法上ないものとされます。したがって、他の口座で生じた上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算や損失の繰越控除をすることはできません。
- ジュニアNISA口座から課税ジュニアNISA口座にファンドが払出される場合には、課税ジュニアNISA口座での取得価額は払出日の時価となります。払出日に価格が下落していた場合でも、ジュニアNISA口座における取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。

ジュニアNISA口座の非課税投資枠について

- ファンドを売却した場合、購入する際に使用した非課税投資枠は再利用できません。
- ファンドの分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。

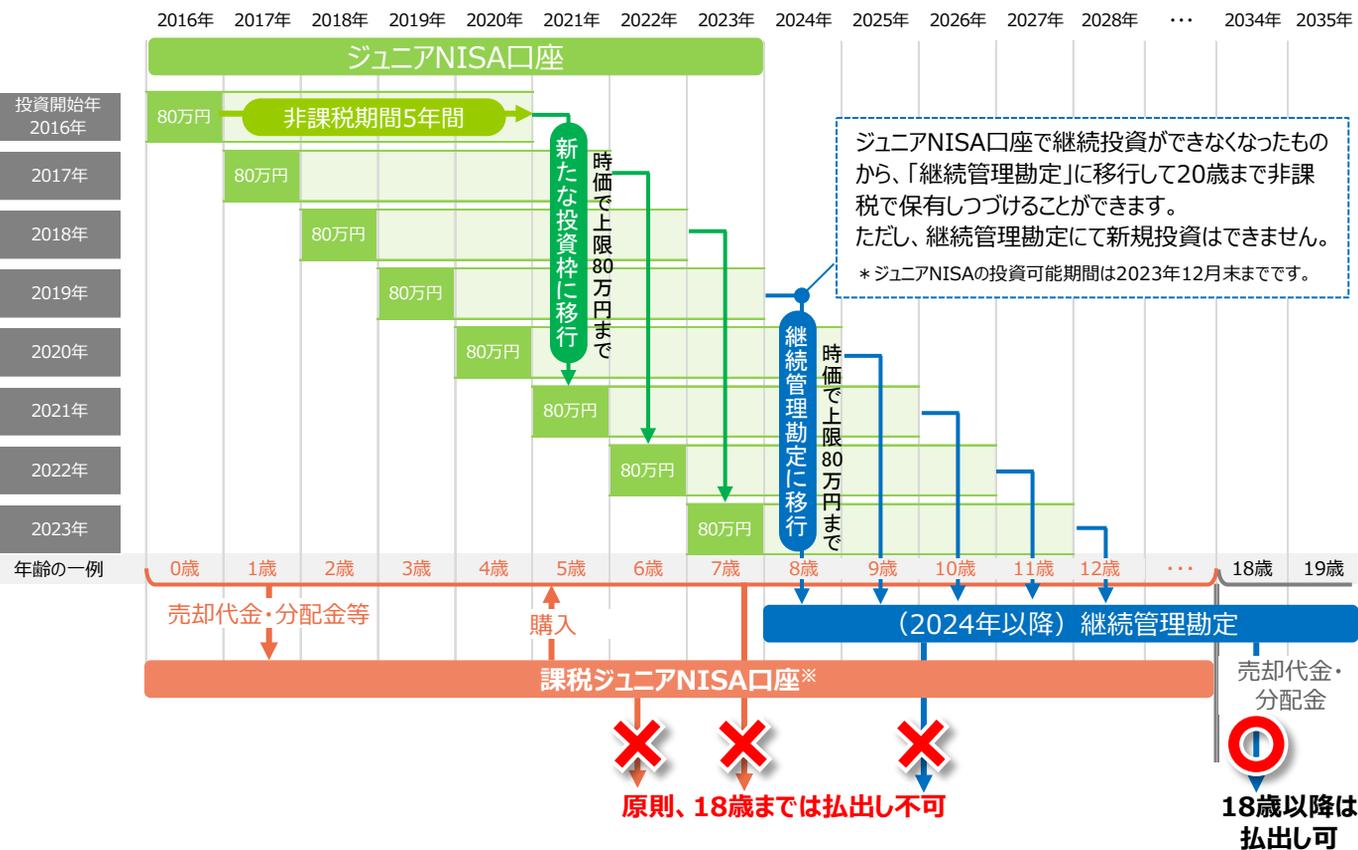
18歳までの払出し制限について

- 原則、18歳まで払出しは行なえません。途中で払出す場合は、NISA口座が廃止され、過去の利益に対して課税されます（災害などやむを得ない場合は課税されません）。
- 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降（例えば、高校3年生の1月以降）は払出しが可能になります。払出し制限が解除される時には解除された旨と取引残高が通知されます。

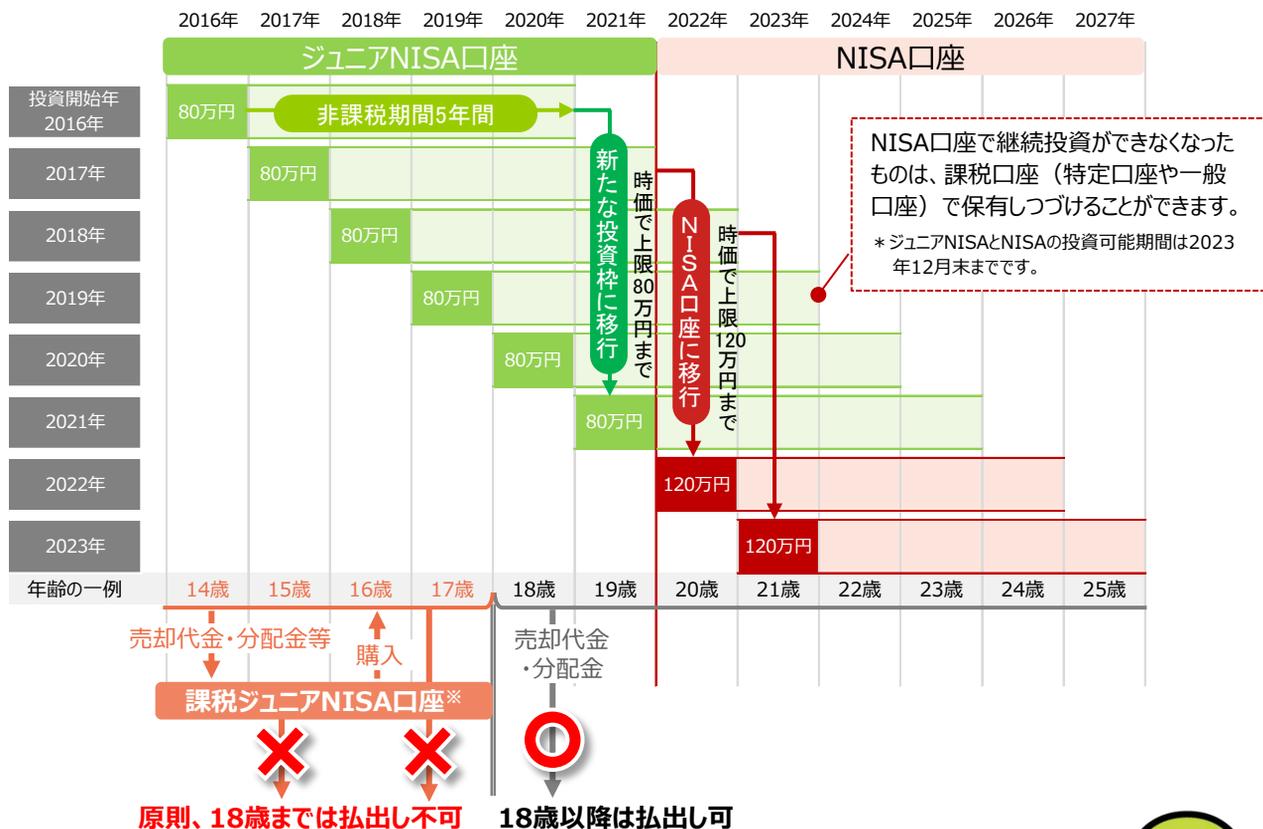
※ある金融機関でジュニアNISA口座を開設した後に、他の金融機関でジュニアNISA口座を開設したい場合は、既存の口座を廃止する必要があります。ただし、払出し制限が解除される年より前に口座を廃止する場合は、災害等やむを得ない事由により口座廃止する場合を除き、非課税で受領したすべての配当金・売買益等に課税されることとなります。

(ご参考)

ジュニアNISAのイメージ① 新生児の利用を想定したケース



ジュニアNISAのイメージ② 20歳以降、NISA口座に移管するケース



※特定口座・一般口座、預金口座等 上記はイメージ図です。すべてを表すものではありません。



野村アセットマネジメントからのお知らせ

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について

2015年10月現在

ご購入時手数料 《上限4.32%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合があります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.1816%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断下さい。

野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会／
 一般社団法人日本投資顧問業協会



© DENTSU INC.